平成２０年（フ）第１９号
千葉県船橋市行田３丁目18番２棟106号
破産者　森永幸三郎
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３３１号
千葉県船橋市丸山４丁目41番17号
破産者　木藤　公紅
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４５６号
千葉県市川市本北方３丁目６番18号
破産者　半田　一哲
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第７６８号
東京都八王子市明神町３丁目26番10号土屋ビル602号、開始決定時の住所東京都八王子市北野町558番地10ジェイ・スクエア八王子北野302号
破産者　黒木　史朗
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第７２２号
大分市大字迫817番地
破産者　株式会社エム・エス・ティー
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第１１４４号
横浜市鶴見区仲通１丁目57番地２
破産者　有限会社富登美酒店
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第３２２１号
横浜市鶴見区鶴見中央４丁目35番18号
破産者　有限会社長岡工務店
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第３０３号
鹿児島県志布志市志布志町安楽3127番地１
破産者　有限会社武石総合建設
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２０年（フ）第２６２号
鹿児島県鹿屋市東原町3360番地44
破産者　髙倉　美年
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第８６０号
熊本市小山５丁目24番２号
破産者　有限会社今針山建設
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２７号
静岡市駿河区下島123番地の５、前住所静岡県静岡市駿河区高松１丁目13番３―301号
破産者　上田美津惠
1　決定年月日　平成21年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１３１４号
仙台市青葉区愛子東６丁目４番43号
破産者　能登谷恒久
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第１４７号
名古屋市緑区神沢２丁目1406番地、開始決定時の住所愛知県江南市草井町宮西113番地３
破産者　伊神　成和
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第７５号
広島市中区光南５丁目１番61―901号、開始決定時の住所広島市中区吉島新町２丁目13番６―201号
破産者　重谷　英樹
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第４０７号
北海道釧路郡釧路町光和６丁目39番地
破産者　吉田工務店こと　吉田　　仁
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３８３号
横浜市中区弥生町３丁目31番地　第１林荘12号室
破産者　池永　春樹
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６５０号
横浜市磯子区丸山２丁目７―12　ソフィア丸山202号室、住民票上の住所横浜市南区白妙町３丁目36番地　ガーデンプラザ横浜南209号
破産者　中川　英基
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０７号
静岡市葵区竜南３丁目17番10―206号、前住所静岡市葵区北安東４丁目28番３号
破産者　布谷　英忠
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部